

2020/04/27

とおやまです。昨日(4/26)の話が胴体で切れてしまったので、補修します。たぶん、画面ごとに、こんなことを言いたかったのだろう、ということを書いてみます。



テーマは書いてあるとおりで、方法は時間的な「比較」。

## 0. さいしょに・・・

Q1 NCR2018の序説はわかりやすいですか？

Q2 目録規則を見てタノシですか？

この序説はオモシロイと思う。みなさんは？

## 1. NDCの変化とNCRの変化

NDC10 ……2017からNDL,TRC適用開始

NCR2018……2021からNDL適用開始？

\* RDA (2013.4.1から洋書に採用)

⇒ NDCは連続的、NCRは不連続的？

じつは連続性もかなりある。

NDC も NCR も新しくなったけど、NDC の方は、改良はされているが、これまでの改訂と同じような変化であり、7, 8, 9, 10 版と連続性がある。

NCR は、根本から変化したと言える。構造的変化であり、前版とは不連続的に見える部分が多い(「見ても何が何かマツタクわからない」という声がある)。しかし、連続性もとうぜんある。

## 2. 実装はこれから

実例が無い！

⇒ プリントA、プリントB

⇒ 著作、表現形、体現形？？

この規則は、日本ではまだ本格適用されていない。NDLは2021年1月適用開始が目標となっている。

プリントAはNCR2018の標題紙(裏)と奥付。標題紙(裏)は、この本をこの規則で目録にとったらこうなるという例。紙に印刷されているので重要とされる「関連」は表せない。フシギな感じ。

この中で、どこからどこまでが著作、表現形、体現形か、考えて見るとオモシロイ(クナイかもしれないが)。

## 3. 1987から2018を読む

- ① 目録
- ② 書誌的記録
- ③ 記述
- ④ 標目
- ⑤ 著作

でわ、時間的比較を、まず過去から現在へ。

①から⑤の1987用語を2018のコトバで(無理なところもあるが、あえて)比べてみる。

### ①目録

(87) 1)一図書館または図書館グループが所蔵する図書館資料の目録記入と、参照を、各種の標目(タイトル、著者、件名、分類記号)を検索手段として、一定の順序で排列したもの。2)MARCレコードの目録

(18) 利用者が図書館で利用可能な資料を発見・識別・選択・入手できるように、資料に対する書誌データ、所在データおよび各種の典拠データを作成し、適切な検索手段を備えて、データベース等として編成するもの。

87の「目録」は、「MARCレコード」と言いつつ「記入」「排列」に20世紀の残滓が残る(80年代半ば、仕方がなかったのです)。

18の「目録」は、「発見・識別・選択・入手」が目的。書誌は正確な歴史的記録であるという考え方から、(複線であってもいいから)情報取得というゴールへたどり着くための道具という考え方へ移行。目録は、目的に役立つデータ(のつながり)のイメージ。

## ②書誌的記録

(87) 特定資料について、組織的に構成された書誌的事項の集合に、標目、所在記号等を加えたもの。目録記入である場合とMARCレコードである場合とがある。

(18) **書誌データ**：資料に関する諸情報を圧縮・構造化した記録。

87の「書誌的記録」は、1冊についての1件の記録媒体が紙とコンピュータの2つあることを前提としている。だから、いくら改訂してもスッキリしない。

18の「書誌データ」は、コンピュータのみ。いまではMARC（機械可読目録）というコトバが、電子計算機のように時代がかって見える。構造化は、データの要素の定義化を指す。

## ③記述

(87) 個々の資料について、他の資料または同一著作の他の版と同定識別するために、タイトルと責任表示に関する事項、版に関する事項など、一連の書誌的事項を組織的に構成して記録すること、または記録した一連の書誌的事項。

(18) **実体**について記録し識別するデータの集合。  
記録の順序・原則として規定していない(序説4-2)

87の「記述」は、「組織的に構成」する。つまり、ISBDのとおり本タイトルから書き始める。

18の「記述」は、「実体」(87で言えば「記述」と「標目」)を「識別」する機能を果たすもの。「実体」=「利用者の関心対象」だからこうなる。

「記録の順序」は決めてない。つまり、ISDBが出てこないなので要素の順序については、まあいいか、という感じ。87まで死守した記述のフォームが、これから事実上の世界標準の位置を保てるのか？

## ④標目

(87) 書誌的記録を検索する手がかりとなるもので、目録記入の冒頭に記載され、その排列位置を決定する第一要素。標目となるものには、タイトル、著者、件名および分類記号がある。

(18) **アクセス・ポイント**：それにより書誌データまたは典拠データを検索し、識別する名称、用語、コード等。  
⇒ 書誌データとは？ 典拠データとは？

87の「標目」は、「記入の冒頭」「排列位置」「第一要素」という昭和のコトバが並んでいる。

18の「アクセス・ポイント」は、87のように「標目」が「書誌的記録(この中に標目も含まれるが、主に記述)」を検索するのではなく、「アクセス・ポイント」が「書誌データ」と「典拠データ」を(等価に)検索する、という言い方になっている。

## ⑤著作

(87) 通常、個人または団体による、知的・芸術的創造の結果で、文字、記号、図形等で表現され、記録されることによって具体化しているもの。

(18) 個別の**知的・芸術的創作の結果**、すなわち、**知的・芸術的内容を表す実体**。

87の「著作」は、18では「著作」ではなく、厳密に言えば、「著作」と「表現形」が未分化で一体化しているもの、か。

18の「著作」は、文字などに表現されていない抽象的な概念のこと。でも、「著作」のタイトルはデータにしないと見えない。「表現形」と同じように、データにして扱うしか方法がない。ここがワカリズライ。そして、漱石の「こころ」という作品の文字列(文字で読める文章)と、その「知的・芸術的内容」は、別の実体として扱うという人工的なところも、ワカリズライ。単行本でも文庫本でも英語訳でもいいから見たいという「利用者の関心対象」が「著作」で、英語訳はチョット外してという「利用者の関心対象」が表現形、とでも記憶するしかない。

## 4. 2018から1987を読む

- ① 実体・属性・関連
  - ② 第1グループの実体
  - ③ 第2グループの実体
  - ④ 第3グループの実体
  - ⑤ 属性
  - ⑥ アクセスポイント
  - ⑦ 関連
- ⇒ プリントB

こんどは、2018で使われている用語を1987と(比較できるところは、これも無理を承知で)比較する。

- ① **実体(entity)・属性(attribute)・関連(relationship)**  
実体：書誌データの利用者の主要な関心対象を表す単位。  
各実体には必要な属性が設定される。他の実体との間に関連を有する場合がある。  
属性：実体の発見・識別等に必要となる特性。関連の記録とともに、実体についての記述を構成する。  
関連：実体(資料、個人・家族・団体、主題)間に存在する様々な関係性。属性の記録とともに、実体についての記述を構成する。

「実体」「属性」「関連」は18の三種の神器。目次を見ればわかる。3者の定義は、お互いもたれ合っている。「晴れ」は「雨」「曇り」ではないこと、と言われている感覚におそわれる。「利用者の主要な関心対象」から出発して、3つをイッキョに把握しなさい、ということだろう。

② 第1グループの実体：知的芸術的活動の成果

著作(Work)：知的・芸術的**内容**

表現形(Expression)：文字・・・による知的・芸術的**実現**

体现形(Manifestation)：著作の表現形の**物理的具体化**

個別資料(Item)：体现形の**単一の例示**

⇒ 創作 ⇒ 表現 ⇒ 物体 ⇒ 例示の順

「表現形」は、コンピュータが文字列を物体とは別個に完全に操作可能な対象として扱えるようになったことから生まれた。

ただし、「著作」と「表現形」の間に時間的先後関係を見る人は、創造という営みがたぶんワカッテナイ。

③ 第2グループの実体：第1グループに対する責任主体

個人(Person) ← 著者標目

団体(Corporate body) ← 著者標目

家族(Family) ← 著者標目

18の「第2グループ」の「個人」「団体」「家族」は、87の「著者標目」と考えて良いだろう。

④ 第3グループの実体：第1グループの主題

概念(Concept) ← 件名標目・分類標目

物(Object) ← 件名標目・分類標目

出来事(Event) ← 件名標目・分類標目

場所(Place) ← 件名標目・分類標目

18の「第3グループ」の「概念」「物」「出来事」「場所」は、87の主題標目、つまり「件名標目」「分類標目」と考えて良いだろう。

つまり、87の「記述」が「著作」「表現形」「体现形」「個別資料」という4つの実体レベルに階層的に分離したのに対し、87の「標目」は18へ(名前は変わったけど)比較的そのまま移行した。「検索する手がかり」が「利用者の主要な関心対象」だったということか。

⑤ 属性：実体の発見・識別等に必要特性

(87) 書誌的事項：記述の構成要素

⇒ 第1グループの4種の実体ごとに特性を記録する。

例：著作 \*タイトル・・・形式：「戯曲」「詩」・・・

表現形 \*種別：「テキスト」「楽譜」・・・

体现形 \*タイトル・責任表示・版表示・・・

キャリア種別：「冊子」「巻物」・・・

個別資料 \*保有・管理履歴：・・・

18の「属性」は、「実体」の「特性」つまり特徴のことで、「著作」「表現形」「体现形」「個別資料」(第1グループ)、「個人」「家族」「団体」(第2グループ)、「概念」「物」「出来事」「場所」(第3グループ)のそれぞれに「属性」が細目として規定される。

87の「書誌的事項」は、18の第1グループの「属性」に該当し、第2、第3グループの「属性」には該当しない。

⑥ アクセスポイント：それにより書誌データまたは典拠データを検索し、識別する名称、用語、コード等。

(87) 標目：書誌的記録を検索する手がかり。標目となるものには、タイトル、著者、件名および分類記号がある。

⇒ 書誌データ(第1グループ4実体の属性) プリントB

⇒ 典拠データ(第2・第3グループの各実体) プリントB

18の「アクセス・ポイント」は、第1グループ(「著作」「表現形」「体现形」「個別資料」)の書誌データと、第2、第3グループ(「個人」「家族」「団体」「概念」「物」「出来事」「場所」)の典拠データを検索するためのデータ。

87の「標目」は、あえて言えば18の書誌データを検索するためのアクセス・ポイントと、典拠データと、典拠データを検索するためのアクセス・ポイントが未分化で一体化しているもの、ということになるが、もともと考え方が違うので、あくまであえて言えば、ということ。

⑦ 関連：実体(資料、個人・家族・団体、主題)間に存在する様々な関係性。

(87) 参照：目録の中で、ある標目から他の標目へ導き、案内する役割をもつもの。

⇒ 関連指示子：実体間の関連の種類を示す名称

例：映画化の原作(著作) ← → 映画化(著作)

漫画化の原作(表現形) ← → 漫画化(表現形)

復刻の対象(体现形) ← → 復刻(体现形)

18の「関連」は、Web技術でおなじみのリンクのこと。87の「参照」がこれに当たるが、リンクはあらゆるデータ間をつなぐことができるのに対し、「参照」は「標目」から「標目」へ、きわめて限定的に使われていた。

## 5. どんな変化か

- ① 内容（コンテンツ）と容器（キャリア）の分離
- ② すべてデータ化
- ③ それでも根と幹はある。

これまで、1987vs2018 の視点で双方向から見てきた。その結果をふまえて、この 30 年間の変化を 3 点にまとめてみる。

### ① 内容（コンテンツ）と容器（キャリア）の分離

著作(Work)	内容・中身（という概念）
表現形(Expression)	データ
体現形(Manifestation)	容器
個別資料(Item)	目の前にあるこの容器

⇒ 容器（キャリア）の多様化 ……本はその一種  
⇒ 第 I 部資料種別の章構成が無くなる。

「表現形」を「著作」と「体現形」から取り出して独立させたことにより、コンテンツとキャリアを分離した。その結果、87 にある資料種別ごとの記述規則が無くなり、目録規則の中で、本がさまざまなキャリア中の特別な地位から外され、論理的に等価に位置づけられた。つまり、(リクツの上では)「体現形」は主役から脇役になり、「著作」や「表現形」の仮の姿に降格した。

### ② すべてデータ化

実体（第1：著作・表現形・体現形・個別資料）
“（第2：個人・家族・団体）
“（第3：概念・物・出来事・場所）
属性（実体ごとの特性）
関連（実体間の関係性）

⇒ 概念、モノの記録、記録間の関係、全部データ化。  
⇒ データ=操作可能な客観的存在。

「著作」という概念、「著作」を文字で表した「表現形」、文字を印刷した「体現形」、「著作」「表現形」「体現形」「個別資料」の記録を検索する名称・用語である「個人」「家族」「団体」「概念」「物」「出来事」「場所」、以上すべてを互いにリンクさせられる「関係」。これらは全部操作可能な客観的存在としてのデータによって成される。

### ③ それでも根と幹はある。

書誌データの根幹は、体現形の記述である。…体現形を選択し記述対象とする。…記述対象とする体現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述、その体現形が属する著作および表現形の記述を作成する。( # 1.3 )  
⇒ 体現形 / 第1～第3グループの属性の記録 = 55%  
⇒ 体現形・個別資料のアクセス・ポイントの構築（保留）  
⇒ 記述は体現形、アクセス・ポイントは著作・表現形  
⇒ プリントB でプリントA（紙だが）の読解

18 は、「書誌データの根幹は、体現形の記述である」と言っている。じっさいに、日本目録規則 2018 年版の「体現形」についての属性の記録は、第 1 ～ 第 3 グループ全体の属性の記録の中の 55 % の分量（ページ数）を占めている。簡単に言ってしまえば、書誌データは「体現形」、典拠データは「著作」「表現形」という理解でおおむね間違っていない、ということだろう。

## 6. さいごに…

- Q1 NCR2018の序説はわかりやすいですか？  
Q2 目録規則を見てタノシイですか？

⇒ 「新しい」は歴史的概念

NCR2018 は、FRBR も入っているし、RDA との共通性も高いし、たしかにアタラシイ。でも、「アタラシイ」という概念はもともと歴史的なもの。前の版の足りないところが不満だったり、曖昧なところで困ったり、したことがある人は、このアタラシイがよくわかると思います。

### 参考文献

- 1) 渡邊隆弘 (2019) 「日本目録規則2018年版：つながりをもった目録へ」『図書館雑誌』Vol.113 No.8 p.509-511
- 2) 木村麻衣子 (2019) 「NCR2018で書誌がかなり自由になる。だから典拠が必要になる」『図書館雑誌』Vol.113 No.8 p.512-513
- 3) 上田修一・蟹瀬智弘 (2014) 『RDA入門』日本図書館協会 (JLA 図書館実践シリーズ 23)
- 4) 日本図書館協会目録委員会編 (2006) 『日本目録規則1987年版』改訂3版 日本図書館協会
- 5) 日本図書館協会目録委員会編 (2018) 『日本目録規則2018年版』日本図書館協会